

[事案 2024-344] 契約者貸付無効請求

・令和8年2月9日 裁定打切り

<事案の概要>

契約者貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年12月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約者貸付を無効とし、債務の不存在を確認してほしい。

- (1) 配偶者の遺品を整理したところ、契約者貸付を利用した自分名義の借入れがあることが発覚し、保険会社に連絡した。
- (2) 担当者のお話によれば、配偶者は、担当者が自分に対し直接契約者貸付について説明することを拒んでいた。
- (3) 契約者貸付という制度を知らなかったし、契約者貸付を申し込んで利用した覚えは全くない。
- (4) 契約者貸付申込書は、配偶者が単独で作成したか、配偶者と同人の叔母である募集人とで作成したものである。同申込書の筆跡は自分のものではない。
- (5) 募集人からも募集人の後任である担当者からも契約者貸付の説明を受けていない。
- (6) 契約者貸付は、自分と保険会社との間の貸付契約ではなく、配偶者と保険会社との間で交わされた契約である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者貸付は、配偶者が委任状を持参の上で保険会社に来社し、手続を行ったものである。手続者の本人確認は運転免許証で行っている。
- (2) 契約者貸付に係る請求書と委任状に押印された印は申込書に押印されている届出印と同じである。保険会社は契約者である申立人に電話で意思確認等所定の手順を経た上で、申立人名義の口座に送金した。したがって、本件契約者貸付は正当な手続であったと判断している。
- (3) 一般に、保険会社は、契約者貸付の後に契約者に対して契約者貸付金残高のお知らせを送付している。また、毎年8月頃に送付する通知に契約者貸付残高がある契約者については当該残高を記載している。申立人に送付した通知は返戻されていないので、申立人に届き、申立人は確認している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付当時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 配偶者が持参した委任状の字について、申立人の字と同一かは判断できない。また、同委任状について保険会社所定の手続に則った委任状であるとも判断できない。
- (2) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、訴訟とは違ってこのような証拠

収集の手續きを持たないことから、本件で問題となっている権利関係の確定はできないものと言わざるを得ない。